

自動車損害賠償責任保険基準料率

平成17年1月21日届出

損害保険料率算出機構

自動車損害賠償責任保険基準料率

自動車損害賠償責任保険基準料率は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約であって、損害保険料率算出機構の会員が使用する自動車損害賠償責任保険普通保険約款による保険契約に対して適用する。

1. 保険金額

自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条に定める保険金額

2. 基準料率

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～27か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用														
	自家用														
営業用乗用自動車	A														
	B														
	C														
	D														
自家用乗用自動車				45,780	44,720	43,640	42,550	41,470	40,390	39,300	38,220	37,140	36,060	34,970	
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用														
	自家用														
小型二輪自動車															
軽自動車	検査対象車			36,570	35,750	34,910	34,070	33,230	32,390	31,550	30,720	29,880	29,040	28,200	
	検査対象外車	28,800	24,230		19,560										
原動機付自転車			17,510	15,100		12,650									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車															
緊急自動車															
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)														
	(ロ) 小型二輪自動車														
	(ハ) 軽自動車	検査対象車													
		検査対象外車													
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車														
	(ロ) 教習用自動車														
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													
		b 小型二輪自動車													
		c 軽自動車	検査対象車												
検査対象外車	41,420		34,420		27,270										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車															
検査対象外被けん引軽自動車			5,030	5,020		5,010									

(注) 1. 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

2. 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等充当交付金が交付される契約である場合、契約者から収受する金額は上表の金額から保険料等充当交付金を控除した金額とする。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 26か月～14か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	26か月契約	25か月契約	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用															
	自家用															
営業用乗用自動車	A															
	B															
	C															
	D															
自家用乗用自動車			33,890	32,810	31,730	30,620	29,520	28,410	27,310	26,200	25,100	23,990	22,890	21,790	20,680	
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの		145,010	139,560	134,010	128,450	122,900	117,350	111,790	106,240	100,690	95,130	89,580	84,030	
		最大積載量が2トン以下のもの		97,830	94,220	90,540	86,850	83,170	79,490	75,810	72,120	68,440	64,760	61,080	57,390	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの		99,980	96,290	92,520	88,750	84,980	81,210	77,450	73,680	69,910	66,140	62,370	58,610	
		最大積載量が2トン以下のもの		64,290	61,980	59,630	57,270	54,920	52,570	50,220	47,860	45,510	43,160	40,810	38,450	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		50,680	48,900	47,090	45,270	43,460	41,650	39,830	38,020	36,210	34,400	32,580	30,770		
	自家用		27,550	26,670	25,770	24,880	23,980	23,090	22,190	21,290	20,400	19,500	18,610	17,710		
小型二輪自動車				21,410	20,770	20,120	19,470	18,810	18,160	17,510	16,860	16,200	15,550	14,900	14,250	
軽自動車	検査対象車	27,360	26,520	25,690	24,830	23,980	23,120	22,270	21,410	20,550	19,700	18,840	17,990	17,130		
	検査対象外車			14,790												
原動機付自転車					10,140											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				13,690	13,350	13,000	12,660	12,310	11,960	11,620	11,270	10,930	10,580	10,230	9,890	
緊急自動車				10,450	10,240	10,020	9,800	9,590	9,370	9,150	8,930	8,710	8,500	8,280	8,060	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)															
	(ロ) 小型二輪自動車															
	(ハ) 軽自動車	検査対象車														
		検査対象外車														
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車			11,710	11,440	11,170	10,910	10,640	10,370	10,100	9,840	9,570	9,300	9,030	8,770	
	(ロ) 教習用自動車			11,710	11,440	11,170	10,910	10,640	10,370	10,100	9,840	9,570	9,300	9,030	8,770	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		43,680	42,180	40,640	39,110	37,570	36,030	34,500	32,960	31,430	29,890	28,360	26,820	
		b 小型二輪自動車		20,620	20,010	19,390	18,770	18,150	17,530	16,900	16,280	15,660	15,040	14,420	13,800	
	(ニ) その他	c 軽自動車	検査対象車		20,620	20,010	19,390	18,770	18,150	17,530	16,900	16,280	15,660	15,040	14,420	13,800
		検査対象外車			19,990											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,020	5,020	5,020	5,020	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000	5,000	
検査対象外被けん引軽自動車					5,000											

(注) 1. 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。
 2. 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等充当交付金が交付される契約である場合、契約者から収受する金額は上表の金額から保険料等充当交付金を控除した金額とする。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 13か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	13か月契約	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		71,890	66,830	61,680	56,520	51,360	46,210	41,050	35,890	30,740	25,580	20,420	15,270	10,110		
	自家用		19,720	18,600	17,470	16,330	15,190	14,050	12,920	11,780	10,640	9,510	8,370	7,230	6,090		
営業用乗用自動車	A		130,470	120,990	111,320	101,650	91,980	82,310	72,640	62,970	53,300	43,630	33,960	24,290	14,620		
	B		103,550	96,100	88,500	80,910	73,310	65,720	58,120	50,530	42,930	35,340	27,740	20,150	12,550		
	C		78,660	73,090	67,420	61,740	56,060	50,380	44,700	39,020	33,350	27,670	21,990	16,310	10,630		
	D		31,990	29,950	27,870	25,780	23,700	21,620	19,540	17,450	15,370	13,290	11,200	9,120	7,040		
自家用乗用自動車			19,580	18,470	17,350	16,220	15,090	13,970	12,840	11,710	10,590	9,460	8,340	7,210	6,080		
けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	78,470	72,920	67,260	61,590	55,930	50,270	44,600	38,940	33,270	27,610	21,950	16,280	10,620		
		最大積載量が2トン以下のもの	53,710	50,030	46,270	42,520	38,760	35,000	31,250	27,490	23,730	19,980	16,220	12,470	8,710		
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	54,840	51,070	47,230	43,380	39,540	35,700	31,850	28,010	24,170	20,330	16,480	12,640	8,800		
		最大積載量が2トン以下のもの	36,100	33,750	31,350	28,950	26,550	24,150	21,750	19,350	16,950	14,550	12,150	9,750	7,350		
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		28,960	27,140	25,300	23,450	21,600	19,750	17,900	16,050	14,200	12,350	10,500	8,650	6,800		
	自家用		16,820	15,920	15,010	14,090	13,180	12,270	11,350	10,440	9,520	8,610	7,700	6,780	5,870		
小型二輪自動車			13,590	12,940	12,280	11,610	10,950	10,280	9,610	8,950	8,280	7,620	6,950	6,290	5,620		
軽自動車	検査対象車		16,280	15,420	14,550	13,680	12,810	11,930	11,060	10,190	9,320	8,440	7,570	6,700	5,830		
	検査対象外車			9,930													
原動機付自転車				7,580													
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			9,540	9,190	8,840	8,490	8,130	7,780	7,430	7,080	6,720	6,370	6,010	5,660	5,310		
緊急自動車			7,840	7,620	7,400	7,180	6,960	6,730	6,510	6,290	6,070	5,850	5,620	5,400	5,180		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									10,380	9,470	8,570	7,670	6,760	5,860	5,100	
	(ロ) 小型二輪自動車									6,970	6,640	6,300	5,960	5,630	5,290	5,010	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								6,970	6,640	6,300	5,960	5,630	5,290	5,010	
		検査対象外車								6,980	6,650	6,310	5,980	5,640	5,310	5,030	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		8,500	8,230	7,960	7,690	7,410	7,140	6,870	6,590	6,320	6,050	5,770	5,500	5,230		
	(ロ) 教習用自動車		8,500	8,230	7,960	7,690	7,410	7,140	6,870	6,590	6,320	6,050	5,770	5,500	5,230		
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		25,290	23,750	22,180	20,620	19,050	17,490	15,920	14,350	12,790	11,220	9,650	8,090	6,520	
		b 小型二輪自動車		13,180	12,560	11,920	11,290	10,660	10,020	9,390	8,760	8,120	7,490	6,860	6,220	5,590	
		c 軽自動車	検査対象車	13,180	12,560	11,920	11,290	10,660	10,020	9,390	8,760	8,120	7,490	6,860	6,220	5,590	
			検査対象外車		12,560												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			4,990	4,990	4,990	4,980	4,980	4,980	4,980	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970		
検査対象外被けん引軽自動車				4,990													

(注) 1. 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

2. 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等充当交付金が交付される契約である場合、契約者から収受する金額は上表の金額から保険料等充当交付金を控除した金額とする。

別 表

地 域 名 等	
東京都の特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市及び川崎市に使用の本拠を有するタクシー並びに札幌市、北九州市及び福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く。）	A
北海道（札幌市を除く。）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（特別区のタクシー及び特別区、武蔵野市及び三鷹市のハイヤーを除く。）、神奈川県（横浜市のタクシー及びハイヤー、川崎市のタクシー及びハイヤーを除く。）、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県（名古屋市のタクシー及びハイヤーを除く。）、三重県、滋賀県、京都府（京都市のタクシー及びハイヤーを除く。）、大阪府（大阪市のタクシー及び大阪市域のハイヤーを除く。）、兵庫県（神戸市のタクシー及び神戸市域のハイヤーを除く。）、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県（北九州市及び福岡市を除く。）、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く。）	B
東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪府、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域及び川崎市に使用の本拠を有するハイヤー	C
個人タクシー	D

(注) 大阪府域とは、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、柏原市（大和川以北の区域に限る。）、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡島本町及び泉北郡忠岡町をいい、神戸市域とは、神戸市、尼崎市、明石市（瀬戸川以東の区域に限る。）、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～27か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用														
	自家用														
営業用乗用自動車	個人を除く														
	個人														
自家用乗用自動車				12,370	12,180	11,980	11,790	11,590	11,390	11,200	11,000	10,800	10,600	10,410	
普通けん引普通貨物及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用														
	自家用														
小型二輪自動車															
軽自動車	検査対象車			9,580	9,460	9,340	9,220	9,090	8,970	8,850	8,730	8,600	8,480	8,360	
	検査対象外車	8,400	7,740		7,070										
原動機付自転車			5,770	5,620		5,460									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車															
緊急自動車															
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)														
	(ロ) 小型二輪自動車														
	(ハ) 軽自動車	検査対象車													
		検査対象外車													
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車														
	(ロ) 教習用自動車														
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													
		b 小型二輪自動車													
	(ニ) 軽自動車	検査対象車													
		検査対象外車	5,380	5,300		5,220									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車															
検査対象外被けん引軽自動車			5,030	5,020		5,010									

- (注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。
 3. 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等充当交付金が交付される契約である場合、契約者から収受する金額は上表の金額から保険料等充当交付金を控除した金額とする。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 26か月～14か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	26か月契約	25か月契約	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用															
	自家用															
営業用乗用自動車	個人を除く															
	個人															
自家用乗用自動車			10,210	10,020	9,820	9,620	9,420	9,220	9,020	8,820	8,620	8,410	8,210	8,010	7,810	
普通けん引普通貨物自動車及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの		52,660	50,800	48,910	47,020	45,130	43,240	41,350	39,460	37,560	35,670	33,780	31,890	
		最大積載量が2トン以下のもの		32,450	31,380	30,290	29,200	28,110	27,020	25,930	24,840	23,750	22,660	21,570	20,480	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの		52,660	50,800	48,910	47,020	45,130	43,240	41,350	39,460	37,560	35,670	33,780	31,890	
		最大積載量が2トン以下のもの		32,450	31,380	30,290	29,200	28,110	27,020	25,930	24,840	23,750	22,660	21,570	20,480	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用			11,160	10,920	10,680	10,430	10,180	9,940	9,690	9,450	9,200	8,950	8,710	8,460	
	自家用			11,160	10,920	10,680	10,430	10,180	9,940	9,690	9,450	9,200	8,950	8,710	8,460	
小型二輪自動車				10,080	9,880	9,680	9,470	9,270	9,070	8,860	8,660	8,460	8,250	8,050	7,850	
軽自動車	検査対象車		8,240	8,110	7,990	7,870	7,740	7,610	7,490	7,370	7,240	7,120	6,990	6,860	6,740	
	検査対象外車				6,390											
原動機付自転車					5,300											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				5,380	5,360	5,350	5,330	5,310	5,300	5,280	5,260	5,250	5,230	5,210	5,200	
緊急自動車				5,480	5,460	5,440	5,420	5,400	5,380	5,360	5,340	5,320	5,300	5,280	5,250	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)															
	(ロ) 小型二輪自動車															
	(ハ) 軽自動車	検査対象車														
		検査対象外車														
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車			5,070	5,060	5,060	5,050	5,050	5,050	5,040	5,040	5,030	5,030	5,020	5,020	
	(ロ) 教習用自動車			5,070	5,060	5,060	5,050	5,050	5,050	5,040	5,040	5,030	5,030	5,020	5,020	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		8,160	8,030	7,910	7,780	7,650	7,520	7,400	7,270	7,140	7,020	6,890	6,760	
		b 小型二輪自動車		5,210	5,200	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150	5,140	5,130	5,120	5,110	5,100	
	(ニ) c	軽自動車	検査対象車		5,210	5,200	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150	5,140	5,130	5,120	5,110	5,100
		検査対象外車				5,140										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,020	5,020	5,020	5,020	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000	5,000	
検査対象外被けん引軽自動車					5,000											

- (注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。
 3. 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等充当交付金が交付される契約である場合、契約者から収受する金額は上表の金額から保険料等充当交付金を控除した金額とする。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 13か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	13か月契約	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		22,470	21,150	19,800	18,450	17,100	15,750	14,400	13,050	11,700	10,350	9,000	7,650	6,300	
	家用		19,720	18,600	17,470	16,330	15,190	14,050	12,920	11,780	10,640	9,510	8,370	7,230	6,090	
営業用乗用自動車	個人を除く		22,860	21,510	20,130	18,750	17,370	15,990	14,610	13,230	11,850	10,470	9,090	7,720	6,330	
	個人		21,270	20,030	18,780	17,520	16,260	15,010	13,750	12,490	11,240	9,980	8,730	7,470	6,210	
家用乗用自動車			7,610	7,410	7,210	7,000	6,800	6,590	6,390	6,180	5,980	5,770	5,570	5,370	5,160	
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	30,000	28,110	26,180	24,250	22,320	20,390	18,460	16,530	14,600	12,670	10,740	8,810	6,880	
		最大積載量が2トン以下のもの	19,390	18,300	17,190	16,080	14,960	13,850	12,740	11,630	10,520	9,400	8,290	7,180	6,070	
	家用	最大積載量が2トンを超えるもの	30,000	28,110	26,180	24,250	22,320	20,390	18,460	16,530	14,600	12,670	10,740	8,810	6,880	
		最大積載量が2トン以下のもの	19,390	18,300	17,190	16,080	14,960	13,850	12,740	11,630	10,520	9,400	8,290	7,180	6,070	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		8,220	7,970	7,720	7,470	7,220	6,960	6,710	6,460	6,210	5,960	5,710	5,460	5,210	
	家用		8,220	7,970	7,720	7,470	7,220	6,960	6,710	6,460	6,210	5,960	5,710	5,460	5,210	
小型二輪自動車			7,650	7,440	7,230	7,030	6,820	6,610	6,410	6,200	5,990	5,790	5,580	5,370	5,160	
軽自動車	検査対象車		6,610	6,490	6,360	6,230	6,110	5,980	5,850	5,720	5,590	5,470	5,340	5,210	5,080	
	検査対象外車			5,690												
原動機付自転車				5,140												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,180	5,160	5,150	5,130	5,110	5,090	5,080	5,060	5,040	5,030	5,010	4,990	4,970	
緊急自動車			5,230	5,210	5,190	5,170	5,150	5,130	5,110	5,080	5,060	5,040	5,020	5,000	4,980	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									5,120	5,100	5,070	5,040	5,010	4,980	4,970
	(ロ) 小型二輪自動車									5,120	5,100	5,070	5,040	5,010	4,980	4,970
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								5,120	5,100	5,070	5,040	5,010	4,980	4,970
		検査対象外車								5,130	5,100	5,080	5,050	5,030	5,000	4,990
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	4,990	4,990	4,980	4,980	4,970	4,970	4,970	4,970	
	(ロ) 教習用自動車		5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	4,990	4,990	4,980	4,980	4,970	4,970	4,970	4,970	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6,640	6,510	6,380	6,250	6,120	5,990	5,860	5,730	5,600	5,470	5,340	5,220	5,080	
		b 小型二輪自動車	5,090	5,080	5,070	5,060	5,050	5,040	5,030	5,020	5,010	5,000	4,990	4,980	4,970	
	c 軽自動車	検査対象車	5,090	5,080	5,070	5,060	5,050	5,040	5,030	5,020	5,010	5,000	4,990	4,980	4,970	
		検査対象外車		5,060												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			4,990	4,990	4,990	4,980	4,980	4,980	4,980	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	
検査対象外被けん引軽自動車				4,990												

- (注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。
 3. 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等充当交付金が交付される契約である場合、契約者から収受する金額は上表の金額から保険料等充当交付金を控除した金額とする。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～27か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用														
	自家用														
営業用乗用自動車	個人を除く														
	個人														
自家用乗用自動車				18,610	18,260	17,890	17,530	17,170	16,810	16,450	16,080	15,720	15,360	15,000	
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用														
	自家用														
小型二輪自動車															
軽自動車	検査対象車			18,610	18,260	17,890	17,530	17,170	16,810	16,450	16,080	15,720	15,360	15,000	
	検査対象外車	6,790	6,440		6,090										
原動機付自転車			5,770	5,620		5,460									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車															
緊急自動車															
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)														
	(ロ) 小型二輪自動車														
	(ハ) 軽自動車	検査対象車													
		検査対象外車													
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車														
	(ロ) 教習用自動車														
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													
		b 小型二輪自動車													
	c 軽自動車	検査対象車													
		検査対象外車	27,200	22,930		18,570									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車															
検査対象外被けん引軽自動車			5,030	5,020		5,010									

(注) 1. 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等充当交付金が交付される契約である場合、契約者から収受する金額は上表の金額から保険料等充当交付金を控除した金額とする。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その2 26か月～14か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	26か月契約	25か月契約	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用															
	自家用															
営業用乗用自動車	個人を除く															
	個人															
自家用乗用自動車			14,640	14,270	13,910	13,540	13,170	12,800	12,430	12,060	11,690	11,320	10,960	10,590	10,220	
普通けん引普通貨物自動車及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの		35,370	34,190	32,990	31,780	30,570	29,370	28,160	26,960	25,750	24,540	23,340	22,130	
		最大積載量が2トン以下のもの		35,370	34,190	32,990	31,780	30,570	29,370	28,160	26,960	25,750	24,540	23,340	22,130	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの		35,370	34,190	32,990	31,780	30,570	29,370	28,160	26,960	25,750	24,540	23,340	22,130	
		最大積載量が2トン以下のもの		35,370	34,190	32,990	31,780	30,570	29,370	28,160	26,960	25,750	24,540	23,340	22,130	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用			13,600	13,270	12,920	12,580	12,240	11,900	11,550	11,210	10,870	10,530	10,180	9,840	
	自家用			13,600	13,270	12,920	12,580	12,240	11,900	11,550	11,210	10,870	10,530	10,180	9,840	
小型二輪自動車				5,780	5,750	5,710	5,680	5,650	5,620	5,580	5,550	5,520	5,490	5,450	5,420	
軽自動車	検査対象車		14,640	14,270	13,910	13,540	13,170	12,800	12,430	12,060	11,690	11,320	10,960	10,590	10,220	
	検査対象外車				5,720											
原動機付自転車					5,300											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				7,490	7,390	7,290	7,190	7,090	6,990	6,890	6,790	6,690	6,590	6,490	6,390	
緊急自動車				10,180	9,980	9,770	9,570	9,360	9,150	8,940	8,740	8,530	8,320	8,110	7,910	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)															
	(ロ) 小型二輪自動車															
	(ハ) 軽自動車	検査対象車														
		検査対象外車														
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車			9,030	8,870	8,710	8,550	8,390	8,230	8,070	7,910	7,740	7,580	7,420	7,260	
	(ロ) 教習用自動車			9,030	8,870	8,710	8,550	8,390	8,230	8,070	7,910	7,740	7,580	7,420	7,260	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		15,960	15,530	15,100	14,660	14,230	13,790	13,350	12,920	12,480	12,040	11,610	11,170	
		b 小型二輪自動車		14,570	14,190	13,810	13,430	13,050	12,670	12,290	11,910	11,520	11,140	10,760	10,380	
	(ニ) c	軽自動車	検査対象車		14,570	14,190	13,810	13,430	13,050	12,670	12,290	11,910	11,520	11,140	10,760	10,380
		検査対象外車				14,130										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,020	5,020	5,020	5,020	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000	5,000	
検査対象外被けん引軽自動車					5,000											

(注) 1. 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等充当交付金が交付される契約である場合、契約者から収受する金額は上表の金額から保険料等充当交付金を控除した金額とする。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その3 13か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	13か月契約	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約		
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		50,600	47,150	43,640	40,120	36,600	33,090	29,570	26,050	22,540	19,020	15,500	11,990	8,470			
	家用		19,720	18,600	17,470	16,330	15,190	14,050	12,920	11,780	10,640	9,510	8,370	7,230	6,090			
営業用乗用自動車	個人を除く		73,010	67,870	62,620	57,380	52,140	46,900	41,650	36,410	31,170	25,920	20,680	15,440	10,200			
	個人		31,990	29,950	27,870	25,780	23,700	21,620	19,540	17,450	15,370	13,290	11,200	9,120	7,040			
家用乗用自動車			9,850	9,480	9,100	8,720	8,350	7,970	7,590	7,220	6,840	6,460	6,090	5,710	5,330			
普通けん引普通貨物自動車 及けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	20,930	19,720	18,490	17,260	16,030	14,800	13,570	12,340	11,110	9,880	8,650	7,420	6,190			
		最大積載量が2トン以下のもの	20,930	19,720	18,490	17,260	16,030	14,800	13,570	12,340	11,110	9,880	8,650	7,420	6,190			
	家用	最大積載量が2トンを超えるもの	20,930	19,720	18,490	17,260	16,030	14,800	13,570	12,340	11,110	9,880	8,650	7,420	6,190			
		最大積載量が2トン以下のもの	20,930	19,720	18,490	17,260	16,030	14,800	13,570	12,340	11,110	9,880	8,650	7,420	6,190			
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		9,500	9,150	8,800	8,450	8,100	7,750	7,400	7,050	6,700	6,360	6,010	5,660	5,300			
	家用		9,500	9,150	8,800	8,450	8,100	7,750	7,400	7,050	6,700	6,360	6,010	5,660	5,300			
小型二輪自動車			5,390	5,360	5,320	5,290	5,260	5,220	5,190	5,160	5,120	5,090	5,060	5,020	4,990			
軽自動車	検査対象車		9,850	9,480	9,100	8,720	8,350	7,970	7,590	7,220	6,840	6,460	6,090	5,710	5,330			
	検査対象外車			5,350														
原動機付自転車				5,140														
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			6,280	6,180	6,080	5,980	5,880	5,780	5,670	5,570	5,470	5,370	5,260	5,160	5,060			
緊急自動車			7,700	7,490	7,280	7,070	6,860	6,650	6,440	6,220	6,010	5,800	5,590	5,380	5,170			
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									6,250	6,030	5,820	5,600	5,390	5,170	4,990		
										5,160	5,120	5,090	5,060	5,020	4,990	4,970		
	(ハ) 軽自動車	検査対象車									5,160	5,120	5,090	5,060	5,020	4,990	4,970	
		検査対象外車									5,170	5,130	5,100	5,070	5,040	5,010	4,990	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		7,100	6,930	6,770	6,600	6,440	6,280	6,110	5,950	5,780	5,620	5,450	5,290	5,120			
			7,100	6,930	6,770	6,600	6,440	6,280	6,110	5,950	5,780	5,620	5,450	5,290	5,120			
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,730	10,300	9,850	9,410	8,960	8,520	8,070	7,630	7,180	6,740	6,290	5,850	5,400		
		b 小型二輪自動車		10,000	9,620	9,230	8,840	8,450	8,070	7,680	7,290	6,900	6,510	6,120	5,730	5,340		
		c 軽自動車	検査対象車		10,000	9,620	9,230	8,840	8,450	8,070	7,680	7,290	6,900	6,510	6,120	5,730	5,340	
			検査対象外車			9,600												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			4,990	4,990	4,990	4,980	4,980	4,980	4,980	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970			
検査対象外被けん引軽自動車				4,990														

(注) 1. 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等充当交付金が交付される契約である場合、契約者から収受する金額は上表の金額から保険料等充当交付金を控除した金額とする。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その1 60か月～27か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用														
	自家用														
営業用乗用自動車	個人を除く														
	個人														
自家用乗用自動車				12,370	12,180	11,980	11,790	11,590	11,390	11,200	11,000	10,800	10,600	10,410	
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用														
	自家用														
小型二輪自動車															
軽自動車	検査対象車			6,620	6,570	6,530	6,490	6,440	6,400	6,350	6,310	6,270	6,220	6,180	
	検査対象外車	6,160	5,930		5,700										
原動機付自転車			5,770	5,620		5,460									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車															
緊急自動車															
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)														
	(ロ) 小型二輪自動車														
	(ハ) 軽自動車	検査対象車													
		検査対象外車													
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車														
	(ロ) 教習用自動車														
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													
		b 小型二輪自動車													
	c 軽自動車	検査対象車													
		検査対象外車	5,380	5,300		5,220									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車															
検査対象外被けん引軽自動車			5,030	5,020		5,010									

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。
 3. 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等充当交付金が交付される契約である場合、契約者から収受する金額は上表の金額から保険料等充当交付金を控除した金額とする。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その2 26か月～14か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	26か月契約	25か月契約	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用															
	自家用															
営業用乗用自動車	個人を除く															
	個人															
自家用乗用自動車			10,210	10,020	9,820	9,620	9,420	9,220	9,020	8,820	8,620	8,410	8,210	8,010	7,810	
普通けん引普通貨物自動車及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの		34,750	33,590	32,410	31,230	30,050	28,870	27,680	26,500	25,320	24,140	22,960	21,780	
		最大積載量が2トン以下のもの		32,450	31,380	30,290	29,200	28,110	27,020	25,930	24,840	23,750	22,660	21,570	20,480	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの		34,750	33,590	32,410	31,230	30,050	28,870	27,680	26,500	25,320	24,140	22,960	21,780	
		最大積載量が2トン以下のもの		32,450	31,380	30,290	29,200	28,110	27,020	25,930	24,840	23,750	22,660	21,570	20,480	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用			11,140	10,900	10,650	10,410	10,170	9,920	9,670	9,430	9,180	8,940	8,690	8,450	
	自家用			11,140	10,900	10,650	10,410	10,170	9,920	9,670	9,430	9,180	8,940	8,690	8,450	
小型二輪自動車				5,780	5,750	5,710	5,680	5,650	5,620	5,580	5,550	5,520	5,490	5,450	5,420	
軽自動車	検査対象車		6,130	6,090	6,050	6,000	5,960	5,910	5,870	5,820	5,780	5,730	5,690	5,640	5,600	
	検査対象外車				5,470											
原動機付自転車					5,300											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				5,380	5,360	5,350	5,330	5,310	5,300	5,280	5,260	5,250	5,230	5,210	5,200	
緊急自動車				5,480	5,460	5,440	5,420	5,400	5,380	5,360	5,340	5,320	5,300	5,280	5,250	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)															
	(ロ) 小型二輪自動車															
	(ハ) 軽自動車	検査対象車														
		検査対象外車														
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車			5,070	5,060	5,060	5,050	5,050	5,050	5,040	5,040	5,030	5,030	5,020	5,020	
	(ロ) 教習用自動車			5,070	5,060	5,060	5,050	5,050	5,050	5,040	5,040	5,030	5,030	5,020	5,020	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,070	6,030	5,980	5,940	5,890	5,850	5,810	5,760	5,720	5,670	5,630	5,580	
		b 小型二輪自動車		5,210	5,200	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150	5,140	5,130	5,120	5,110	5,100	
	c	軽自動車	検査対象車		5,210	5,200	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150	5,140	5,130	5,120	5,110	5,100
		検査対象外車				5,140										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,020	5,020	5,020	5,020	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000	5,000	
検査対象外被けん引軽自動車					5,000											

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。
 3. 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等充当交付金が交付される契約である場合、契約者から収受する金額は上表の金額から保険料等充当交付金を控除した金額とする。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その3 13か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	13か月契約	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		22,470	21,150	19,800	18,450	17,100	15,750	14,400	13,050	11,700	10,350	9,000	7,650	6,300	
	家用		19,720	18,600	17,470	16,330	15,190	14,050	12,920	11,780	10,640	9,510	8,370	7,230	6,090	
営業用乗用自動車	個人を除く		22,860	21,510	20,130	18,750	17,370	15,990	14,610	13,230	11,850	10,470	9,090	7,720	6,330	
	個人		21,270	20,030	18,780	17,520	16,260	15,010	13,750	12,490	11,240	9,980	8,730	7,470	6,210	
家用乗用自動車			7,610	7,410	7,210	7,000	6,800	6,590	6,390	6,180	5,980	5,770	5,570	5,370	5,160	
普通けん引普通貨物自動車 及けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	20,600	19,410	18,210	17,000	15,800	14,590	13,390	12,190	10,980	9,780	8,570	7,370	6,160	
		最大積載量が2トン以下のもの	19,390	18,300	17,190	16,080	14,960	13,850	12,740	11,630	10,520	9,400	8,290	7,180	6,070	
	家用	最大積載量が2トンを超えるもの	20,600	19,410	18,210	17,000	15,800	14,590	13,390	12,190	10,980	9,780	8,570	7,370	6,160	
		最大積載量が2トン以下のもの	19,390	18,300	17,190	16,080	14,960	13,850	12,740	11,630	10,520	9,400	8,290	7,180	6,070	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		8,200	7,960	7,710	7,460	7,210	6,960	6,710	6,460	6,210	5,960	5,710	5,460	5,210	
	家用		8,200	7,960	7,710	7,460	7,210	6,960	6,710	6,460	6,210	5,960	5,710	5,460	5,210	
小型二輪自動車			5,390	5,360	5,320	5,290	5,260	5,220	5,190	5,160	5,120	5,090	5,060	5,020	4,990	
軽自動車	検査対象車		5,550	5,510	5,460	5,410	5,370	5,320	5,280	5,230	5,190	5,140	5,090	5,050	5,000	
	検査対象外車			5,220												
原動機付自転車				5,140												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,180	5,160	5,150	5,130	5,110	5,090	5,080	5,060	5,040	5,030	5,010	4,990	4,970	
緊急自動車			5,230	5,210	5,190	5,170	5,150	5,130	5,110	5,080	5,060	5,040	5,020	5,000	4,980	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									5,120	5,100	5,070	5,040	5,010	4,980	4,970
	(ロ) 小型二輪自動車									5,090	5,070	5,040	5,020	5,000	4,980	4,970
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								5,090	5,070	5,040	5,020	5,000	4,980	4,970
		検査対象外車								5,100	5,080	5,060	5,040	5,020	5,000	4,990
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	4,990	4,990	4,980	4,980	4,970	4,970	4,970	4,970	
	(ロ) 教習用自動車		5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	4,990	4,990	4,980	4,980	4,970	4,970	4,970	4,970	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,540	5,500	5,450	5,410	5,360	5,320	5,270	5,230	5,180	5,140	5,090	5,050	5,000	
		b 小型二輪自動車	5,090	5,080	5,070	5,060	5,050	5,040	5,030	5,020	5,010	5,000	4,990	4,980	4,970	
	c 軽自動車	検査対象車	5,090	5,080	5,070	5,060	5,050	5,040	5,030	5,020	5,010	5,000	4,990	4,980	4,970	
		検査対象外車		5,060												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			4,990	4,990	4,990	4,980	4,980	4,980	4,980	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	
検査対象外被けん引軽自動車				4,990												

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。
 3. 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等充当交付金が交付される契約である場合、契約者から収受する金額は上表の金額から保険料等充当交付金を控除した金額とする。

3. 自動車損害賠償責任保険普通保険約款第13条第2項の規定により
保険料を返還する場合の返還保険料

返還保険料は、次の計算により算出した額とする。計算により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入して10円単位とする。

(注) 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等
充当交付金が交付された契約である場合、「純保険料率」とあ
るのは「純保険料率から保険料等充当交付金を控除した金額」
とする。

(1) 保険期間開始後における解約

イ 保険期間13か月までの契約

返還保険料＝(12か月契約の純保険料率＋12か月契約の社費
中損害調査費相当部分) × $\frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}}$

(注1) 未経過月数は、保険期間月数－既経過月数とする。既経
過月数に端数を生じた場合は、その端数を1か月に切り
上げる。以下同じ。

(注2) 商品自動車については、上記計算式中12か月とあるの
を6か月とよみかえる。

ロ 保険期間13か月を超え25か月までの契約

(イ) 未経過期間13か月以上で解約する場合

返還保険料＝24か月契約の1年を超える部分の純保険料率
＋24か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相
当部分＋(12か月契約の純保険料率＋12か月契約の社費
中損害調査費相当部分) × $\frac{\text{未経過月数}-12\text{か月}}{12\text{か月}}$

(ロ) 未経過期間12か月以下で解約する場合

返還保険料＝(24か月契約の1年を超える部分の純保険料
率＋24か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費
相当部分) × $\frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}}$

ハ 保険期間25か月を超え37か月までの契約

(イ) 未経過期間25か月以上で解約する場合

返還保険料＝36か月契約の1年を超える部分の純保険料率
＋36か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相
当部分＋(12か月契約の純保険料率＋12か月契約の社費
中損害調査費相当部分) × $\frac{\text{未経過月数}-24\text{か月}}{12\text{か月}}$

(ロ) 未経過期間13か月以上24か月以下で解約する場合

返還保険料＝36か月契約の2年を超える部分の純保険料率
＋36か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相
当部分＋(36か月契約の1年超2年以内の純保険料率＋3
6か月契約の1年超2年以内の社費中損害調査費相当部分)

$$\times \frac{\text{未経過月数} - 12\text{か月}}{12\text{か月}}$$

(ハ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} = & (\text{36 か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} \\ & + \text{36 か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費} \\ & \text{相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

ニ 保険期間 48 か月の契約

(イ) 未経過期間 37 か月以上で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} = & \text{48 か月契約の 1 年を超える部分の純保険料率} \\ & + \text{48 か月契約の 1 年を超える部分の社費中損害調査費相} \\ & \text{当部分} + (\text{12 か月契約の純保険料率} + \text{12 か月契約の社費} \\ & \text{中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - 36\text{か月}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

(ロ) 未経過期間 25 か月以上 36 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} = & \text{48 か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} \\ & + \text{48 か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相} \\ & \text{当部分} + (\text{48 か月契約の 1 年超 2 年以内の純保険料率} + \text{4} \\ & \text{8 か月契約の 1 年超 2 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ & \times \frac{\text{未経過月数} - 24\text{か月}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

(ハ) 未経過期間 13 か月以上 24 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} = & \text{48 か月契約の 3 年を超える部分の純保険料率} \\ & + \text{48 か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費相} \\ & \text{当部分} + (\text{48 か月契約の 2 年超 3 年以内の純保険料率} + \text{4} \\ & \text{8 か月契約の 2 年超 3 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ & \times \frac{\text{未経過月数} - 12\text{か月}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

(ニ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} = & (\text{48 か月契約の 3 年を超える部分の純保険料} \\ & \text{率} + \text{48 か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費} \\ & \text{相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

ホ 保険期間 60 か月の契約

(イ) 未経過期間 49 か月以上で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} = & \text{60 か月契約の 1 年を超える部分の純保険料率} \\ & + \text{60 か月契約の 1 年を超える部分の社費中損害調査費相} \\ & \text{当部分} + (\text{12 か月契約の純保険料率} + \text{12 か月契約の社費} \\ & \text{中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - 48\text{か月}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

(ロ) 未経過期間 37 か月以上 48 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{60 か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率}$$

$$\begin{aligned}
 &+ 60 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (60 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の純保険料率} + 60 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\
 &\times \frac{\text{未経過月数} - 36 \text{ か月}}{12 \text{ か月}}
 \end{aligned}$$

$$\text{相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}}$$

(2) 保険期間開始前の解約

純保険料率及び社費中損害調査費相当部分の全額を返還する。

(ハ) 未経過期間 25 か月以上 36 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned}
 \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の純保険料率} \\
 &+ 60 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (60 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の純保険料率} + 60 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\
 &\times \frac{\text{未経過月数} - 24 \text{ か月}}{12 \text{ か月}}
 \end{aligned}$$

(ニ) 未経過期間 13 か月以上 24 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned}
 \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の純保険料率} \\
 &+ 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (60 \text{ か月契約の 3 年超 4 年以内の純保険料率} + 60 \text{ か月契約の 3 年超 4 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\
 &\times \frac{\text{未経過月数} - 12 \text{ か月}}{12 \text{ か月}}
 \end{aligned}$$

(ホ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned}
 \text{返還保険料} &= (60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の純保険料率} + 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の社費中損害調査費}
 \end{aligned}$$